

令和3年度 税制改正の概要 (厚生労働省関係)

令和2年12月
厚生労働省



健康・医療

○ 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の延長に伴う税制上の所要の措置

〔所得税、個人住民税〕(P6)

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税等を課さないこととする。

* ○ 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の延長及び拡充 〔所得税、法人税、法人住民税〕(P7)

研究開発税制(法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度)について、試験研究費の総額にかかる税額控除制度の見直し、控除税額の上限の上乗せ特例等の適用期限の2年延長、共同研究の相手方の確認に係る運用の改善等の措置を講ずる。

○ 医療提供体制の確保に資する設備の特別償却制度の延長等 〔所得税、法人税〕(P8)

医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置について、対象機器の見直しや、全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促す措置を講じた上、制度の適用期限を2年延長する。

○ 地域医療構想実現に向けた税制上の優遇措置の創設 〔登録免許税〕(P9)

関係法令の改正を前提に、改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間の措置として、医療機関の開設者が、共同再編計画(仮称)に基づき、医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を軽減する措置を講ずる。

○ 社会医療法人の認定要件の特例的取扱い

〔所得税、法人税、消費税、法人住民税、事業税、固定資産税、不動産取得税、都市計画税、地方消費税、特別土地保有税〕(P10)

救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加した後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる。

- **薬機法改正による課徴金納付命令の導入に伴う所要の措置**〔法人税、所得税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P11)
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととする。
- **セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の延長及び拡充**〔所得税、個人住民税〕(P12)
セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

＜検討事項＞

- **社会保険診療報酬に係る事業税非課税措置の存続**〔事業税〕(P13)
- **医療法人の社会保険診療報酬以外部分に係る事業税の軽減措置の存続**〔事業税〕(P13)
事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

子ども・子育て

- * ○ **子育て支援に要する費用に係る税制上の措置**〔所得税、個人住民税〕(P14)
地方自治体等(※)が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。(※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。)
- **産後ケア事業に要する費用に係る税制措置の創設**〔消費税、地方消費税〕(P15)
母子保健法の改正により創設される産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税を非課税とする。
- **児童扶養手当法の改正に伴う税制上の所要の措置**〔所得税、個人住民税〕(P16)
年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の児童扶養手当法の児童扶養手当について、引き続き非課税措置、差押禁止措置等を講ずる。

医療保険

○ 医療保険制度改革に伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税〕(P17)

健康保険法の傷病手当金等及び出産育児一時金等について、健康保険法等の改正を前提に、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

介護

* ○ サービス付き高齢者向け住宅供給促進税制の延長〔不動産取得税、固定資産税〕(P18)

サービス付き高齢者向け住宅を取得した場合の固定資産税の税額の減額措置並びに不動産取得税の税額の特例措置及び課税標準の特例措置について、現行制度の見直しを行った上で、その適用期限を2年延長する。

雇用

○ 心身障害者を多数雇用する事業所に対する特例措置の延長〔不動産取得税、固定資産税〕(P19)

心身障害者を多数雇用する事業主が事業用施設等を取得した場合の不動産取得税の減額及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

○ 雇用保険制度等の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税〕(P20)

雇用保険法等の改正を前提に、同法の失業等給付等について、引き続き非課税及び差押禁止措置を講ずる。

○ 勤労者財産形成年金貯蓄契約及び勤労者財産形成住宅貯蓄契約における手続の電子化及び簡素化

〔所得税、個人住民税〕(P21)

勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄非課税制度に伴う申込書等について、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を行うことができることとするとともに、勤務先異動申告書について、勤労者が個別に提出することに代えて、勤務先の長から一括して提出することができる等の措置を講じる。

○ 労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置〔所得税、個人住民税〕(P22)

労働者災害補償保険法の複数事業労働者傷病年金を受けている者、複数事業労働者障害年金を受けている者及び複数事業労働者遺族年金を受けている遺族(妻に限る。)を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者に加える。

- **企業型・個人型確定拠出年金の拠出限度額の見直し**〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P23)
企業型・個人型確定拠出年金(DC)の拠出限度額について、全ての確定給付企業年金(DB)の掛金額を一律評価している現状を改め、DBごとの掛金額の実態を反映し、公平できめ細かな算定方法に改善を図る。
- **20歳前障害基礎年金等の税制改正に対応した所得制限限度額の見直しに伴う税制上の所要の措置**
〔所得税、個人住民税〕(P24)
20歳前障害基礎年金等について、所得制限限度額を10万円引き上げる政令改正を前提に、引き続き非課税、差押え禁止及び障害基礎年金受給者を少額貯蓄非課税制度の対象とする措置を講ずる。

- **生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長**〔法人税〕(P25)
生活衛生同業組合(出資組合に限る。)及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、取得価格要件を400万円以上(現行:200万円以上)に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。
- * ○ **中小企業による経営資源集約化の促進に係る税制措置の創設**〔所得税、法人税、個人住民税、法人住民税、事業税〕(P26)
経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税②雇用確保を促す税制③準備金の創設を認める措置を創設する。
- * ○ **中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除(中小企業投資促進税制)の延長**
〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕(P27)
機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、対象となる業種に料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する業種(生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る)等を追加した上で、その適用期限を2年延長する。
- * ○ **中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除(中小企業経営強化税制)の延長**〔所得税、法人税、法人住民税、事業税〕(P28)
中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は7%(資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%)の税額控除をすることができる措置について、「経営資源集約化設備(D類型)」を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

- 公的金融機関等や民間金融機関が東日本大震災の被災者等に対して行う金銭の特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書に係る印紙税の非課税措置の延長〔印紙税〕(P29)
東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を5年延長する。

1. 大綱の概要

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法の改正を前提に、同法の特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等について、引き続き所得税等を課さないこととする。

2. 制度の内容

- 特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法（平成23年法律第126号。以下「B肝特措法」という。）に基づく給付金等として支給を受けた金銭については、特定B型肝炎ウイルス感染者の医療、健康管理等に係る経済的負担を含む健康被害の救済を図るため、裁判所を介した和解協議を踏まえて支払う損害賠償金又は見舞金としての性質をもつことから、非課税措置が講じられている。（B肝特措法第20条）
- 給付金等については、令和4年1月12日に給付金支給の請求期限が到来するため、法改正による請求期限の延長を検討しているところである。仮に、法改正を行い請求期限を延長する場合には、引き続き、所得税等の非課税措置を講ずる。

試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（研究開発税制）の延長・拡充

(所得税、法人税、法人住民税)

1. 大綱の概要

研究開発税制（法人税額から試験研究費の一部を控除できる制度）について、次の見直しを行う。

2. 見直しの内容

【控除額】

- 自社利用ソフトウェアの研究開発投資を本税制の対象に追加
- 法人税額の最大45%→最大50%

【控除上限】

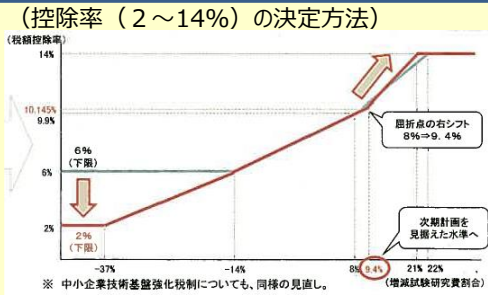
【A'】 ① 総額型の控除上限の上乗せ措置を2年間延長【令和4年度末までの時限措置】
上乗せ措置 (※) 売上高に対する試験研究費割合が10%を超える場合、控除上限を最大10%上乗せできる仕組み
(時限措置)

(総額型の控除上限の上乗せ措置)
・上乗せできる割合 = (試験研究費割合 - 10%) × 2

試験研究費割合	11%	12%	13%	14%	15%
上乗せ分	2%	4%	6%	8%	10%

本体（恒久措置）

- 【A 総額型】控除額 = 試験研究費の総額 × 2～14%
- ① 控除率について、試験研究費の増加インセンティブを強化
 - ② 基準年度 (※) と比べ、売上が2%以上減少し、試験研究費を増加させた場合には、**控除上限を5%上乗せ** (→合計で最大30%)【令和4年度末までの時限措置】
(※) 令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度
 - ③ 試験研究費割合の高い企業への**控除率上乗せ措置を2年間延長**
【令和4年度末までの時限措置】
(※) 売上高に対する試験研究費割合が10%を超える場合、控除率を上乗せできる仕組み



【B オープンイノベーション型】控除額 = 特別試験研究費の額 × 20～30%

- ① 共同・委託研究の**相手先に国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人を追加**し、その**控除率を25%**とする。
- ② **試験研究機関等の範囲に人文系の研究機関を追加**する。
- ③ 共同研究の**相手方が行う確認について、相手方が独自に報告書を作成する必要はなく、監査報告書等による確認が可能であることを明確化**する。

(控除率 (20～30%) の決定方法)

研究等の類型	相手方の類型	控除率
共同研究 委託研究	特別研究機関等 大学等	30%
	研究開発型ベンチャー 国公立大学・国立研究開発 法人の外部化法人	25%
	民間企業等	20%
知的財産権の使用料	中小企業者	20%
希少疾病用医薬品等に関する試験研究 特定用途医薬品等に関する試験研究		20%

A': 10%
(上乗せ)

A: 25%
→ 最大
30%

B: 10%

1. 大綱の概要

- 医療用機器等の特別償却制度について、医療用機器に係る措置につき次の見直しを行った上、制度の適用期限を2年延長する(所得税についても同様とする。)
- ① 診療所における全身用CT及び全身用MRIの配置効率化等を促すための措置を講ずる。
 - ② 対象機器の見直しを行う。

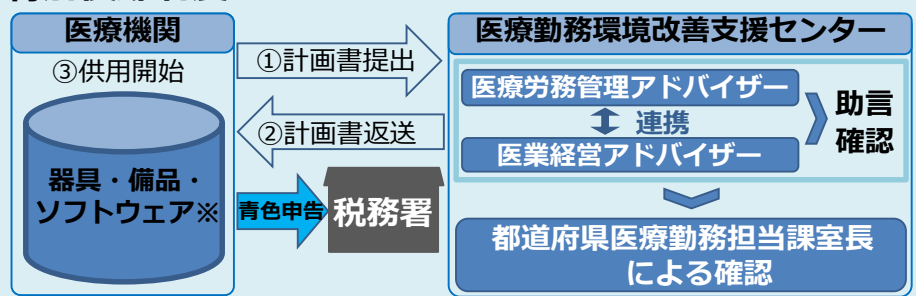
2. 制度の内容

① 医師及びその他の医療従事者の労働時間短縮に資する機器等の特別償却制度

医師・医療従事者の働き方改革を促進するため、労働時間短縮に資する設備に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】 医療機関が、医療勤務環境改善支援センターの助言の下に作成した医師労働時間削減計画に基づき取得した器具・備品（医療用機器を含む）、ソフトウェアのうち一定の規模（30万円以上）のもの

【特別償却割合】 取得価格の15%



※例えば、医師が行う作業の省力化に資する設備等5種類のいずれかに該当するもの

② 地域医療構想の実現のための病床再編等の促進のための特別償却制度

地域医療構想の実現のため、民間病院等が地域医療構想調整会議において合意された具体的対応方針に基づき病床の再編等を行った場合に取得する建物等に関する特別償却制度の期限を2年延長する。

【対象設備】 病床の再編等のために取得又は建設（改修のための工事によるものを含む）をした病院用等の建物及びその附属設備（既存の建物を廃止し新たに建設する場合・病床の機能区分の増加を伴う改修（増築、改築、修繕又は模様替）の場合）

【特別償却割合】 取得価格の8%

③ 高額な医療用機器に係る特別償却制度

取得価格500万円以上の高額な医療用機器に関する特別償却制度について、高度な医療の提供という観点から対象機器の見直しを行うとともに、配置の効率化又は共同利用を特に図る必要がある特定の医療用機器（CT・MRI）の配置効率化等を促す仕組みを講じた上で、期限を2年延長する。

【対象機器】 高度な医療の提供に資するもの又は医薬品医療機器等法の指定を受けてから2年以内の医療機器

【特別償却割合】 取得価格の12%

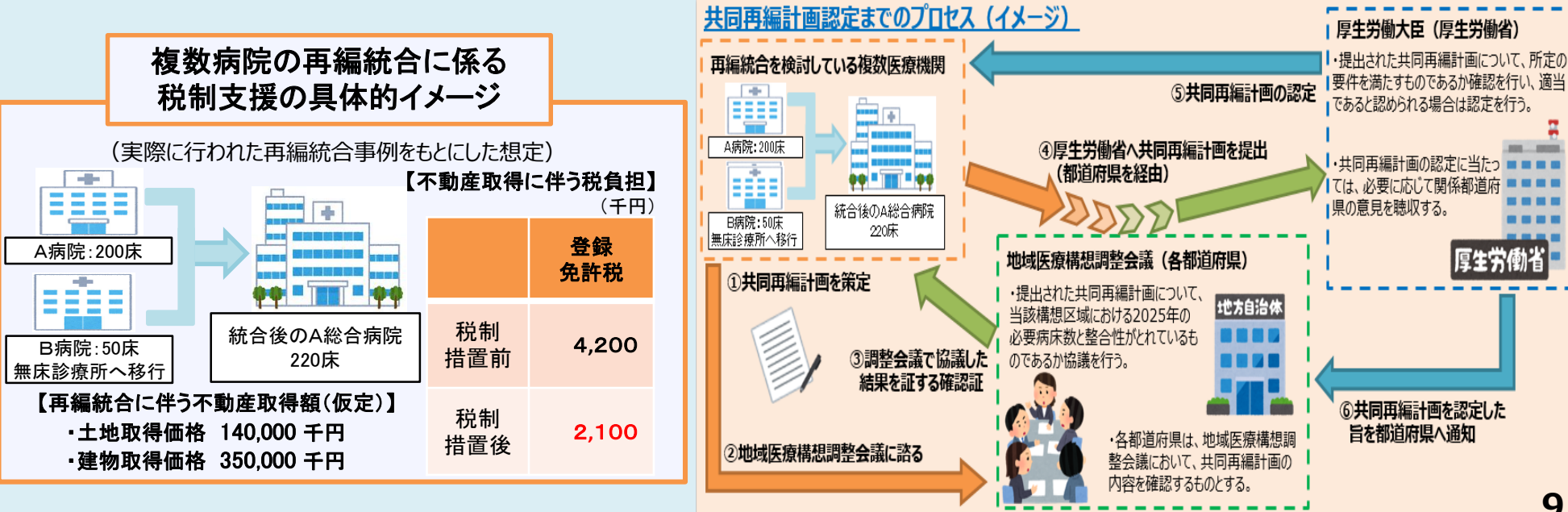
1. 大綱の概要

関係法令の改正を前提に、改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間の措置として、医療機関の開設者が、共同再編計画（仮称）に基づき、医療機関の再編に伴い取得する土地又は建物の所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率を、次のとおり軽減する措置を講ずる。

- ① 土地の所有権の移転登記 1,000分の10（本則：1,000分の20）
- ② 建物の所有権の保存登記 1,000分の2（本則：1,000分の4）

2. 制度の内容

厚生労働大臣が認定した共同再編計画（地域医療構想調整会議において合意されていることが条件）に基づく、再編統合のために取得した資産（用地・建物）について、登録免許税の税率を軽減する。



1. 大綱の概要

社会医療法人制度における認定要件のうち救急医療等確保事業に係る業務の実績が一定の基準に適合することとの要件について、関係法令の改正により、夜間等救急自動車等搬送件数及びへき地診療所に対する医師の延べ派遣日数等の基準値に係る特例を追加した後も、現行の社会医療法人に対する特例措置と同様の特例措置を講ずる。

2. 背景

- 新型コロナウイルス感染症（以下「コロナ」という。）の影響により、認定要件のうち、救急医療等確保事業（※）の実績を満たさないケースが想定されることから、特例的な認定要件を設定することにより、適切な地域医療提供体制を継続的に確保する。

（※）救急医療、精神科救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療

【特例的な基準値】

- 救急医療及び災害医療の実施における認定について
 - ・ コロナの影響の生じた会計年度の実績について、現行の要件における基準値にコロナによる実績の落ち込みを踏まえた一定の減少割合を乗じ、3会計年度平均を算出した数値を特例的な基準値として設定する。
- 併せて、
 - ・ 患者や職員がコロナに罹患したこと等により保健所からの要請を受けて医療機関全体や一部を休業した場合
 - ・ へき地診療所への医師派遣やへき地における巡回診療の実施に当たって、感染防止のために地方自治体から自粛要請を受けて医師派遣や巡回診療を行うことができなかった場合には休業した日数や自粛要請を受けた日数に相当する件数を認定要件における基準値から控除する。

1. 大綱の概要

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正に伴い、同法の課徴金制度における課徴金及び延滞金について、損金・必要経費に算入しないこととする。

2. 制度の内容

- 課徴金対象行為は、許可等業者に限らず万人に対して課せられている以下の規制に対する違反とする。
虚偽・誇大広告の禁止（薬機法第66条第1項）
- 上記の規制については、いわゆる直罰（2年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金、又はこれの併科。両罰規定により法人に対しては同額の罰金。）が規定されている。また、これらの規定に抵触した者が許可・登録を受けた業者であった場合は、業務停止命令や許可、登録取り消しなどの行政上の措置の対象にもなる。
- こうした履行確保手段がありつつも、現実的にこれらの違反により得た利益を是正する手段はなく、いわゆる「やり得」が残ること等もあって、これらの違反が後を絶たないという状況がある。
これに対して、「やり得」が生じることを防ぎ、違反行為の抑止を図ることが必要となるが、
 - ・ 罰金刑は違法行為に対する応報の観点から道義的・社会的非難を加えることを目的としており「やり得」の剥奪を目的とするものではなく、また、罰金刑の最高額は不正競争防止法の10億円であるところ、医療用医薬品では1,000億円を超える売り上げも存在する中では十分な抑止力とならない可能性もある
 - ・ 許可等業者以外の者による違反行為に対しては、許可・登録取消し等通常の行政処分による是正効果は期待できず、許可等業者に対しては過剰な措置となる可能性もあるといったことから、規制の実行性確保のため、課徴金制度を導入するもの。
- 課徴金及びその延滞金について損金・必要経費に算入できることとした場合、当該算入額に法人税等の各税率を乗じた額が課税されないため各税の負担額が減少し、課徴金制度による違反行為の抑止効果が十分に発揮できないため、損金・必要経費に算入しないこととする。

セルフメディケーション推進のための一般用医薬品等に関する所得控除制度の延長及び拡充

(所得税、個人住民税)

1. 大綱の概要

少子高齢化社会の中では限りある医療資源を有効活用するとともに、国民の健康づくりを促進することが重要であり、国民が適切な健康管理の下、セルフメディケーション（自主服薬）に取り組む環境を整備することが、医療費の適正化にも資する。こうした観点から、セルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、5年の延長を行う。具体的には、いわゆるスイッチOTC成分の中でも効果の薄いものは対象外とする一方で、とりわけ効果があると考えられる薬効（3薬効程度）については、スイッチOTC成分以外の成分にも対象を拡充し、その具体的な内容等については専門的な知見も活用し決定する。あわせて、手続きの簡素化を図るとともに、本制度の効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時にその評価を踏まえて制度の見直し等を含め、必要な措置を講ずる。

2. 改正内容

	項目	概要
1	5年間の延長	○ 本税制は平成29(2017)年から令和3(2021)年末までの時限措置である。 ○ セルフメディケーションに対するインセンティブ効果の維持・強化が重要であり、また政策効果の検証を引き続き実施することが必要であることから、令和4(2022)年から更に5年間の延長(2022年～2026年)を行う。
2	税制対象医薬品の範囲拡大	○ 本税制は、「医療保険各法等の規定により療養の給付として支給される薬剤との代替性が特に高い医薬品」としてスイッチOTC医薬品を税制対象としているが、税制のインセンティブ効果をより強化するために、以下の見直しを行う。(2022年分以後の所得税等に適用) ① 所要の経過措置(5年未満)を講じた上で、対象となるスイッチOTC医薬品から、医療費適正化効果が低いと認められるものを除外 ② 医療費適正化効果が著しく高いと認められる薬効については、対象をスイッチOTC以外にも拡大(3薬効程度) ○ 対象とする医薬品の具体的な範囲については、今後、専門的な知見を活用して決定。
3	手続きの簡素化	○ 本税制は一定の取組の実施を証明する第三者作成書類(定期健康診断の結果通知表等)の提出を求めている。 ○ 煩雑な手続きが本税制の利用を妨げているため、対面申請の場合もe-Taxと同様に第三者作成書類は手元保管とし、確定申告書を提出する際の提示は不要とする。(2022年以後の確定申告から適用) ○ e-Taxの場合も、レシート管理アプリ(スマートレシート等)との連携により医薬品名の入力を省略する等、入力手続きの簡素化を図る方策について、厚労省において引き続き検討。(非税制改正事項)

※延長・拡充による効果検証を行うため、適切な指標を設定した上で評価を行い、次の適用期限の到来時に必要な措置を講じる。12

1. 大綱の概要

<検討事項>

事業税における社会保険診療報酬に係る実質的非課税措置及び医療法人に対する軽減税率については、税負担の公平性を図る観点や、地域医療の確保を図る観点から、そのあり方について検討する。

2. 制度の内容

社会保険診療報酬	社会保険診療報酬以外			
非課税 (個人、医療法人、公益法人等)	開設主体	400万円以下	400万円超 800万円以下	800万円超
	特別法人 * 医療法人を含む	3.5 % (約4.7%)	4.9 % (約6.6%)	
	普通法人	3.5 % (約4.8%)	5.3 % (約7.3%)	7.0 % (約9.6%)
	個人	5.0%		

注()内の数字は、令和元年10月以降の事業年度から事業税と分離して課税される「特別法人事業税」(事業税率に普通法人37%・特別法人34.5%)を合算した税率

1. 大綱の概要

- 国又は地方公共団体が行う保育その他の子育てに対する助成をする事業その他これに類する一定の助成をする事業により、これらの助成を受ける者の居宅において保育その他の日常生活を営むのに必要な便宜の供与を行う業務又は認可外保育施設その他の一定の施設の利用に要する費用に充てるため給付される金品については、所得税・個人住民税を課さないこととする。

2. 制度の内容

- 地方自治体等（※）が行う子育て支援に係るベビーシッターの利用料等の助成について、非課税とする。（※企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含む。）

【イメージ】

国又は地方自治体



利用料を助成



(これまで) 雑所得



(改正後) **非課税**

利用者



利用料



ベビーシッター等



1. 大綱の概要

母子保健法の改正により創設される産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税を非課税とする。

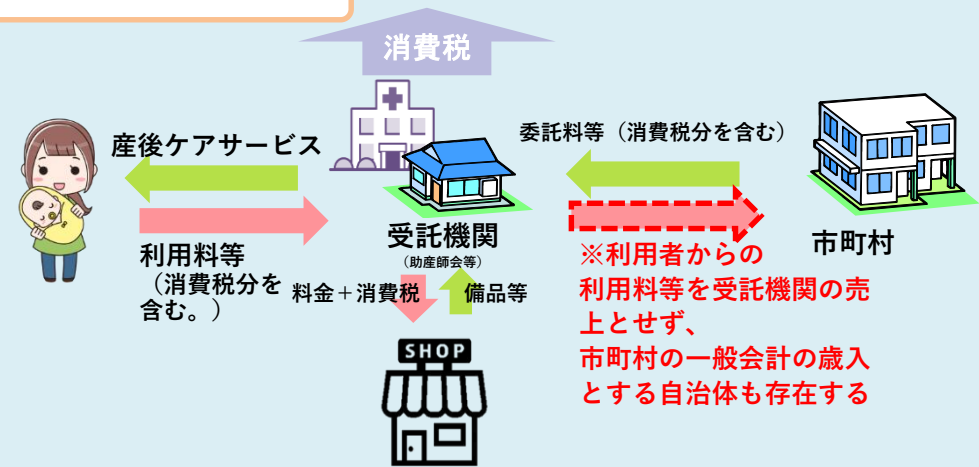
2. 制度の内容

○ 母子保健法の改正により創設される産後ケア事業として行われる資産の譲渡等につき、社会福祉事業に類するものとして、消費税を非課税とする。

◆産後ケア事業について

- ・実施主体：市町村（助産師会等に委託可能）
- ・対象者：原則、産婦並びに新生児を含む乳児（他、サービスが必要な家族）
- ・提供する産後ケアサービス：
 - ①ショートステイ型（短期入所で生活支援等）
 - ②デイサービス型（保健センター等で相談等）
 - ③アウトリーチ型（居宅訪問で乳房ケア等）

産後ケア事業実施体制の一例



1. 大綱の概要

年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律による改正後の児童扶養手当法の児童扶養手当について、引き続き非課税措置、差押禁止措置等を講ずる。

2. 制度の内容

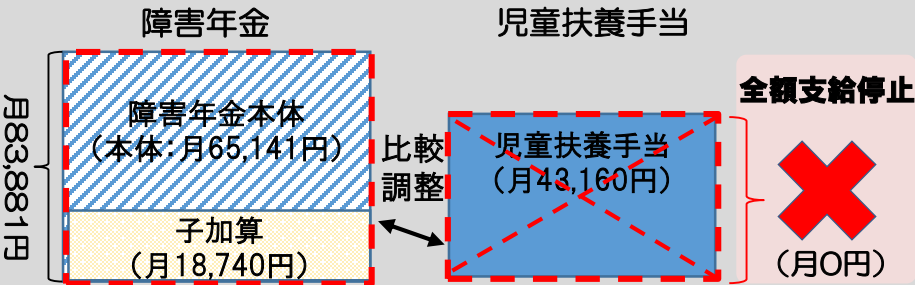
【児童扶養手当法の改正趣旨】

- ひとり親の障害年金受給者は、現行制度では、障害年金額が児童扶養手当額を上回ると児童扶養手当を受給できない。
- このため、児童扶養手当と障害年金の併給調整の方法を見直すことにより、ひとり親の障害年金受給者が児童扶養手当を受給できるようにする。

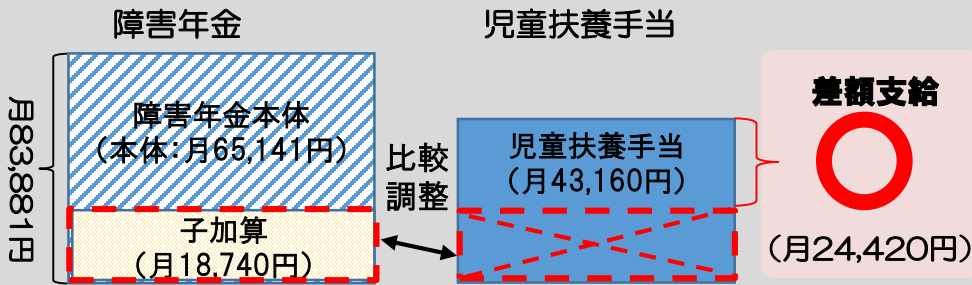
【児童扶養手当法の改正内容】(令和3(2021)年3月施行)

- 障害基礎年金の受給者について併給調整の方法を見直し、児童扶養手当の額と障害年金の子の加算部分の額との差額を受給することができるようにする。

現行 : 児童扶養手当が支給されない



見直し後 : 児童扶養手当を一部支給※できるようにする



※支給額 = 児童扶養手当 - 障害基礎年金の子加算相当額

※障害基礎年金受給中のひとり親(障害年金2級)と子どもが1人の場合

1. 大綱の概要

健康保険法の傷病手当金等及び出産育児一時金等について、健康保険法等の改正を前提に、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 団塊の世代が75歳以上の高齢者となる2022年や、団塊ジュニア世代が高齢期を迎え、支え手の中心となる生産年齢人口の減少が加速される2040年頃といった将来の日本の社会を見据え、持続可能な医療保険制度を構築する必要がある。
- 社会保障審議会医療保険部会における次期医療保険制度改革に関する検討を踏まえ、健康保険法の傷病手当金等及び出産育児一時金等について、健康保険法等の改正を前提に、引き続き非課税措置及び差押禁止措置を講ずる。

1. 大綱の概要

【固定資産税】

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を、現行制度の見直しを行った上で2年延長する。

【不動産取得税】

新築のサービス付き高齢者向け賃貸住宅に係る不動産取得税の課税標準の特例措置及び当該住宅の用に供する土地に係る不動産取得税の減額措置の適用期限を、現行制度の見直しを行った上で2年延長する。

2. 制度の内容

固定資産税

一戸当たり120㎡相当部分につき、5年間 税額について2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において
市町村が条例で定める割合を軽減

※平成27年4月1日から「地域決定型地方税制特例措置」(通称：わがまち特例)を導入

適用期限
令和5年3月31日まで

- 要件**
- ① 床面積： 30㎡～180㎡/戸（共用部分含む。）
 - ② 戸数： 10戸以上
 - ③ 補助： 国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造： 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等

不動産取得税

家屋 課税標準から1200万円控除/戸

土地 次のいずれか大きい方の金額を税額から控除

ア： 4万5,000円（150万円×3%）

イ： 土地の評価額/㎡×1/2（特例負担調整措置）×家屋の床面積の2倍（200㎡を限度）×3%

適用期限
令和5年3月31日まで

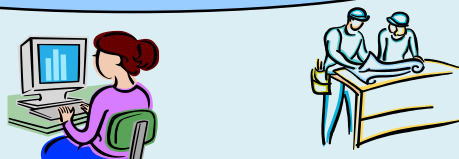
- 要件**
- ① 床面積： 30㎡～180㎡/戸（共用部分含む。）
 - ② 戸数： 10戸以上
 - ③ 補助： 国からサービス付き高齢者向け住宅に対する建設費補助を受けていること
 - ④ 構造： 主要構造部が耐火構造又は準耐火構造であること 等

1. 大綱の概要

心身障害者を多数雇用する事業主が事業用施設等を取得した場合の不動産取得税の減額及び固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

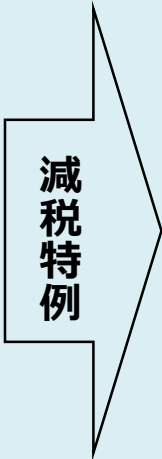
障害者を多数雇用する事業所



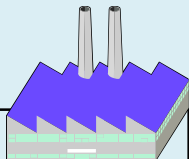
要件

- ①障害者雇用割合が50%以上かつ障害者を20人以上雇用（※1）
- ②「重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金」を用いて事業用施設（作業用に限る）を取得
（①は公共職業安定所長が発行する証明が必要）

※1 短時間労働者を除く重度障害者は1人を2人として、重度以外の障害者である短時間労働者は1人を0.5人としてカウント。



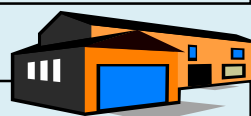
不動産取得税



令和3年3月31日までの間に取得し、引き続き3年以上事業の用に供する事業用施設

▶ 当該税額から取得価額の1/10に相当する額に税率を乗じて得た額を減額

固定資産税



令和3年3月31日までの間に取得した事業用家屋（取得から当初5年度分に限る）

▶ 課税標準となるべき価額の1/6に心身障害者の雇用割合及び税率を乗じた額を減額

1. 大綱の概要

雇用保険法等の改正を前提に、雇用保険法の育児休業給付等について、引き続き非課税及び差押禁止措置を講ずる。

2. 制度の内容

- ◆ 育児休業制度について、柔軟な取得を可能とするための分割取得の拡充を検討するとともに、配偶者の出産直後の時期を中心に、男性の休業を推進するための枠組みについて、休業中の給付などの経済的支援等を組み合わせることを含めて、労働政策審議会において検討することとしている。
- ◆ 雇用保険法の失業等給付及び育児休業給付は全て非課税となっているが、当該検討を踏まえ、失業等給付及び育児休業給付について所要の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。

雇用保険法（昭和49年法律第116号）（抄）

第11条（受給権の保護）

失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

第12条（公課の禁止）

租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。

- ◆ その他関連する制度の改正を行う場合には、併せて税制上の所要の措置を講じる必要がある。

1. 大綱の概要

勤労者財産形成住宅（年金）貯蓄非課税制度について、以下の措置を講ずる。

2. 制度の内容

(1) 申込書等の提出の電子化

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申込書等について、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を行うことができることとする。

(2) 勤務先異動申告書の提出の一括化

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき、前の勤務先から他の勤務先への異動があり、かつ、一定の場合に該当する場合には、当該個人の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄の勤務先異動申告書の提出に代えて、当該他の勤務先の長が、当該勤務先異動申告書と同様の事項を記載した書類を、金融機関の営業所等を経由して所轄税務署長に提出することができることとする。

(3) 異動申告書の提出の一括化

財産形成非課税住宅（年金）貯蓄申告書を提出した個人につき、賃金の支払者等の名称又は所在地の変更があった場合その他一定の場合には、当該個人の財産形成非課税住宅（年金）貯蓄に関する異動申告書の提出に代えて、当該個人の勤務先の長が、当該異動申告書と同様の事項を記載した書類を、金融機関の営業所等を経由して所轄税務署長に提出することができるという現行の取扱を法令に規定する。

(4) その他所要の措置

1. 大綱の概要

労働者災害補償保険法の複数事業労働者傷病年金を受けている者、複数事業労働者障害年金を受けている者及び複数事業労働者遺族年金を受けている遺族（妻に限る。）を障害者等に対する少額貯蓄非課税制度の対象者に加える。

2. 制度の内容

令和2年3月、雇用保険法等の一部を改正する法律（令和2年法律第14号。以下「改正法」という。）が成立し、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）が改正され、複数事業労働者（事業主が同一人でない二以上の事業に使用される労働者）に係る労災保険給付の見直しが行われた。

改正法においては、複数事業労働者の複数業務要因災害（二以上の事業の業務を要因とする負傷、疾病、障害又は死亡）に係る保険給付として、新たに複数事業労働者傷病年金（第20条の8）、複数事業労働者障害年金（第20条の5）及び複数事業労働者遺族年金（第20条の6）（以下「複数事業労働者傷病年金等」という。）が創設された。

所得税法第10条第1項においては、政令で定める障害者等の350万円以下の預貯金等に係る利子取得等については、所得税を課さないこととされており、所得税法施行令第31条の2第4号においては、労災保険法に基づく傷病（補償）年金等を受けている者について、その対象となっている。

※ 個人住民税についても、同様の非課税措置あり（地方税法第71条の5）。

複数事業労働者傷病年金等を受けている者について、所得税法施行令第31条の2第4号を改正し、新たに所得税法第10条に規定する非課税措置の対象とする。

また、個人住民税についても同様に非課税措置の対象とする。

1. 大綱の概要

確定拠出年金法施行令の改正を前提に、確定拠出年金制度について次の見直し等が行われた後も、現行の税制上の措置を適用する。

2. 制度の内容

○ 企業型・個人型確定拠出年金（DC）の拠出限度額について、全ての確定給付企業年金（DB）の掛金額を一律評価している現状を改め、DBごとの掛金額の実態を反映し、公平できめ細かな算定方法に改善を図る。

(1) 企業型DC

	(現行)	(見直しの内容)
企業型DCのみを実施する場合	月額5.5万円	月額5.5万円から、DBごとの掛金額を控除した額
DBを併せて実施する場合	月額2.75万円	

(2) 個人型DC

	(現行)	(見直しの内容)
企業型DCのみに加入する者	月額2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)	月額2万円(ただし、企業型DC・DBの事業主掛金額との合計が月額5.5万円)
DBと企業型DCに加入する者	月額1.2万円(ただし、企業型DCの事業主掛金額との合計が月額2.75万円)	
DBのみに加入する者	月額1.2万円	

(※ 1) DBは給付建てであり、DCの拠出限度額の算定に当たって使用するDBの掛金額（掛金相当額）は、DBの給付水準から、DCと比較可能な形で評価したもの。

(※ 2) 既に承認を受けた企業型DC規約は、従前の掛金拠出が可能（ただし、施行日以後、DB・企業型DCの設計を見直した場合は新たな拠出限度額を適用）。

1. 大綱の概要

20歳前障害基礎年金等について、所得制限限度額を10万円引き上げる政令改正を前提に、引き続き非課税、差押え禁止及び障害基礎年金受給者を少額貯蓄非課税制度の対象とする措置を講ずる。

2. 制度の内容

- 20歳前障害基礎年金等については、本人の保険料拠出がなく、その費用が税や他の被保険者の保険料により賄われていることから、受給権者本人又は扶養親族等に一定額以上の所得がある場合には、その支給を停止することとされている。
- 令和3年1月1日からの個人所得課税の見直し(給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替)に伴い、所得制限等の判定に用いる所得額が10万円増加することにより、収入に変化がないにもかかわらず、所得制限等に該当することを防ぐため、所得制限限度額を10万円引き上げる政令改正を行う。
- 併せて引き続き非課税、差押え禁止及び障害基礎年金受給者を少額貯蓄非課税制度の対象とする措置を講ずる。

(対象となる制度)

20歳前障害基礎年金、特別障害給付金、障害年金生活者支援給付金、遺族年金生活者支援給付金、老齢福祉年金

生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長

(法人税)

1. 大綱の概要

生活衛生同業組合（出資組合に限る。）及び生活衛生同業小組合が策定する振興計画に基づく共同利用施設に係る特別償却制度について、取得価格要件を400万円以上（現行：200万円以上）に引き上げた上、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

生活衛生同業組合等が、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく振興計画により、共同利用施設を設置した場合に取得価額の6%の特別償却（取得価格要件：400万円以上）ができる。

＜主な対象設備；例＞

- （1）研修施設（美容・すし等）
- （2）クリーニングの共同工場
- （3）共同配送設備



（美容等研修施設）



（クリーニング共同工場）

1. 大綱の概要

経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、計画に基づくM&Aを実施した場合に、①設備投資減税 ②雇用確保を促す税制 ③準備金の創設を認める措置を創設する。

2. 制度の内容

①M&Aの効果を高める設備投資減税

投資額の**10%を税額控除** 又は **全額即時償却**。

※資本金3000万円超の中小企業者等の税額控除率は7%

(参考) 具体的な取組例

- 自社と取得した技術を組み合わせた新製品を製造する設備投資
- 原材料の仕入れ・製品販売に係る共通システムの導入

②雇用確保を促す税制

M&Aに伴って行われる労働移転等によって、給与等総額を対前年比で2.5%以上引き上げた場合、**給与等総額の増加額の25%を税額控除**。

(1.5%以上の引上げは15%の税額控除)

(参考) 具体的な取組例

- 取得した販路で更なる販売促進を行うために必要な要員の確保

③準備金の創設 (リスクの軽減)

M&A実施後に発生し得るリスク(簿外債務等)に備えるため、据置期間付(5年間)の準備金を措置。
M&A実施時に、**投資額の70%以下の金額を損金算入**。

【益金算入】

均等取崩 20×5年間

据置期間後に取り崩し

【損金算入】

積立

100

据置期間※
(5年間)

※簿外債務が発覚した場合等には、準備金を取り崩し。

(注) 中小企業のM&Aには、大別して「株式譲渡」と「事業譲渡」のケースがあるが、簿外債務等のリスクをヘッジできない「株式譲渡」について、準備金制度を措置。

1. 大綱の概要

機械装置、ソフトウェア等を取得した場合に、取得価額の30%特別償却又は7%税額控除をすることができる措置について、対象となる業種に料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する業種（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る）等を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

中小企業における生産性向上等を図るため、一定の設備投資を行った場合に、特別償却（30%）又は税額控除（7%）※のいずれかの適用を認める措置。 ※税額控除は資本金3,000万円以下の中小企業者等に限る。

※赤字は今回の追加業種等

対象者	・ 中小企業者等（資本金額1億円以下の法人、農業協同組合、 商店街振興組合 等） ・ 従業員数1,000人以下の個人事業主		
対象業種	製造業、建設業、農業、林業、漁業、水産養殖業、鉱業、卸売業、道路貨物運送業、倉庫業、港湾運送業、ガス業、小売業、料理店業その他の飲食店業（ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業については生活衛生同業組合の組合員が行うものに限る。 ）、一般旅客自動車運送業、海洋運輸業及び沿海運輸業、内航船舶賃貸業、旅行業、こん包業、郵便業、通信業、損害保険代理業及びサービス業（映画業以外の娯楽業を除く）、 不動産業、物品賃貸業 ※性風俗関連特殊営業に該当するものは除く		
対象設備	・ 機械及び装置【1台160万円以上】		
	・ 測定工具及び検査工具【1台120万以上、1台30万円以上かつ複数合計120万円以上】		
	・ 一定のソフトウェア【一のソフトウェアが70万円以上、複数合計70万円以上】 ※複写して販売するための原本、開発研究用のもの、サーバー用OSのうち一定のものなどは除く		
	・ 貨物自動車（車両総重量3.5トン以上）		
	・ 内航船舶（取得価格の75%が対象）		
措置内容	個人事業主 資本金3,000万円以下の中小企業	30%特別償却	又は 7%税額控除
	資本金3,000万円超の中小企業	30%特別償却	

※対象資産から匿名組合契約等の目的である事業の用に供するものを除外

中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は法人税額等の特別控除

（中小企業経営強化税制）の延長

（法人税・所得税・法人住民税・事業税）

1. 大綱の概要

中小企業等経営強化法の認定を受けた経営力向上計画に基づき、中小企業者等が取得する生産性向上設備について、即時償却又は7%（資本金3000万円以下もしくは個人事業主は10%）の税額控除をすることができる措置について、「経営資源集約化設備（D類型）」を追加した上で、その適用期限を2年延長する。

2. 制度の内容

中小企業の稼ぐ力を向上させる取組を支援するため、中小企業等経営強化法による認定を受けた計画に基づく設備投資について、即時償却又は税額控除（10%）※のいずれかの適用を認める措置。

※資本金3,000万円以上の中小企業者等の税額控除率は7%

類型	生産性向上設備（A類型）	収益力強化設備（B類型）	デジタル化設備（C類型）
要件	生産性が旧モデル比平均1%以上向上する設備	投資収益率が年平均5%以上の投資計画に係る設備	遠隔操作、可視化、自動制御化のいずれかを可能にする設備
確認者	工業会等	経済産業局	経済産業局
対象設備	◆ 機械装置（160万円以上/10年以内） ◆ 測定工具及び検査工具（30万円以上/5年以内） ◆ 器具備品（30万円以上/6年以内） ◆ 建物附属設備（60万円以上/14年以内） ◆ ソフトウェア（情報収集機能及び分析・指示機能を有するもの）（70万円以上/5年以内）	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）	◆ 機械装置（160万円以上） ◆ 工具（30万円以上） ◆ 器具備品（30万円以上） ◆ 建物附属設備（60万円以上） ◆ ソフトウェア（70万円以上）
その他要件	生産等設備を構成するものであること（事務用器具備品・本店・寄宿舍等に係る建物附属設備、福利厚生施設に係るものは該当しません。） ／国内への投資であること／中古資産・貸付資産でないこと等		

経営資源集約化設備（D類型）

要件：修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する設備

⇒新たな類型として追加

1. 大綱の概要

東日本大震災の被災者等に対して行う特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税措置の適用期限を5年延長する。

2. 制度の内容

- 公的貸付機関等（株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構、独立行政法人勤労者退職金共済機構から金銭の貸付けを受けた者等）や民間金融機関（労働金庫等）が、東日本大震災により被害を受けた者を対象に特別貸付けを行う場合の印紙税について、非課税とする特例措置。
- 本特例措置の延長（令和7年度末まで）により、東日本大震災により被害を受けた者の生活や事業の再建の支援等を通じて被災地域の復興の十分な後押しを図る。

